

令和7年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和7年6月3日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町農業委員会会長	松田博幸君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	佐々木康仁君
まちづくり推進課長	赤間恵一君
こども・健康課長	石川建祐君
高齢者支援課長	林俊英君
住民・出納課長	金澤眞澄君
農林課長	加藤勝廣君
建設課長	森岡彰寿君
国民健康保険病院事務長	原田慎一君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局主査	留田篤史君
------------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野慎一君
事務局次長	飯野真有君
総務担当主査	遠藤浩一君

◎議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名＜P 3＞ |
| 日程第 2 | 会期の決定＜P 3～P 4＞ |
| 日程第 3 | 諸般の報告（議長）＜P 4＞ |
| 日程第 4 | 行政報告（町長・教育長）＜P 4～P 7＞ |
| 日程第 5 | 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）＜P 7＞ |
| 日程第 6 | 報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）＜P 8＞ |
| 日程第 7 | 報告第 9 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 8＞ |
| 日程第 8 | 議案第 6 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 8～P 1 0＞ |
| 日程第 9 | 議案第 6 8 号 足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 0～P 1 1＞ |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 1～P 1 2＞ |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 0 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 2～P 1 3＞ |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 1 号 足寄町税条例の一部を改正する条例＜P 1 3～P 1 4＞ |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 2 号 平成 1 0 年 7 月 9 日 1 0 日・8 月 2 8 日の大雨災害による被災者に対する町民税の減免に関する条例及び平成 1 0 年 7 月 9 日 1 0 日・8 月 2 8 日の大雨災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例＜P 1 5～P 1 6＞ |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 3 号 足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例＜P 1 6～P 1 7＞ |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 4 号 足寄町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の制定について＜P 1 7～P 1 8＞ |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 5 号 足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例＜P 1 8～P 1 9＞ |
| 日程第 1 7 | 請願第 2 号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願書＜P 1 9～P 2 0＞ |
| 日程第 1 8 | 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書＜P 2 0＞ |
| 日程第 1 9 | 意見書案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書＜P 2 0＞ |
| 日程第 2 0 | 意見書案第 4 号 従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書＜P 2 0＞ |

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和 7 年第 2 回足寄町議会定例会を開会いたします。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。

町長から提出された、議案第 75 号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の議案中、一部に誤りがあり、文書をもって議長あてに申出がありましたので、本件につきましては、さよう差し替えることを、ご了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午前 10 時 06 分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第 184 条の規定によって、2 番井脇昌美君、3 番榊原深雪君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日、及び本日開催されました、第 2 回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日 6 月 3 日から 6 月 18 日まで

の 16 日間とし、このうち、4 日から 15 日までの 12 日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日 6 月 3 日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、教育長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第 7 号から報告第 9 号の報告を受けた後、議案第 67 号から議案第 73 号までと議案第 75 号を即決で審議いたします。

議案第 74 号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

次に、請願第 2 号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

次に、意見書案第 2 号については、総務産業常任委員会へ、意見書案第 3 号、及び意見書案第 4 号については文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

16 日は、一般質問を行います。

17 日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第 76 号から議案第 83 号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第 2 会期決

定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの16日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの16日間に決定いたしました。

なお、16日間のうち、4日から15日までの12日間は休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、12日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月5日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂きましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町の地域版総合戦略である、「第3期足寄町創生総合戦略」を令和7年3月に策定しましたので、御報告いたしま

す。

地方版総合戦略とは、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県、及び市町村が策定するよう努めなければならないこととされているもので、この間、足寄町では平成27年度から令和元年度までを計画期間とした、「第1期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした、「第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に向けた取組を進めてきたところです。

国はこれまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して社会課題の解決や魅力向上を図るため、令和4年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする新たな総合戦略、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本町におきましても、人口減少や少子化が進む中で、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちを維持していくため、これまでの総合戦略の「目指すまちの姿」や「まちづくりの理念」を継承しつつ、デジタルの力を活用し、人口減少の克服と地域経済の活性化に取り組む総合戦略として、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期足寄町創生総合戦略」を別冊のとおり策定いたしました。

最初に、人口ビジョンについて御説明いたします。

本町では、少子高齢化により人口減少は避けて通れない状況になっていることから、人口減少カーブを少しでも緩やかにするために、出生率の上昇につながる環境整備と、特に若者の転出を抑える施策に取り組むことが必要と考えています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が令和2年国勢調査結果を基に令和5年に行った推計では、2050年の本町の人口は3,759人、高齢化率は40.3%に

なると示されています。

しかし、本総合戦略の各種施策等による効果が着実に反映され、合計特殊出生率等が目標値まで改善できれば、社人研の推計と比較して約500人の施策効果が見込まれ、2050年の人口は4,289人、高齢化率が38.9%まで改善すると推計しています。

次に、基本目標等について御説明いたします。

総合戦略では、人口減少を少しでも食い止めようとする施策の基本的な方向性と、具体的な内容等をまとめています。

基本目標1「若い世代を中心とした安心して働くための産業振興と雇用の場の創出」では、「ふるさと納税特産品の充実」「体験型観光商品開発」「観光拠点整備」「店舗等の改修費支援」「農業・林業担い手育成支援」「小規模事業者の事業継続支援」「企業立地の促進」などの事業の更なる充実を図るとともに、地域おこし協力隊や集落支援員等による地域活性化・情報発信の充実も図ってまいります。

基本目標2「若い世代が希望に応じて結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり」では、「健やか妊娠支援事業」「妊産婦安心出産支援事業」「子育て応援出産祝い金贈呈事業」「保育料完全無償化事業」

「学校給食費無償化事業」「足寄高校魅力化事業」などを継続していくとともに、次世代を担う子供たちの豊かな人間性を育むため、文化・スポーツに親しむ事業を推進してまいります。

基本目標3「各地域における定住促進、農山村を初めとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築」では、「移住施策の充実」「町の魅力を積極的にPR」「交通ネットワークの充実」等を継続していくほか、自治体DXの推進として行政手続などのデジタル化により町民の利便性を図るとともに、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指し

た取組を進めてまいります。

最後に推進体制等について御説明いたします。

それぞれの基本目標には、取組の推進状況を測定するための「重要業績評価指標」を設定し、関係団体と連携しながら具体的な取組を進めてまいります。

また、産業界、教育、行政、金融、労働団体やメディアの方々により構成する「足寄町創生総合戦略効果検証部会」を毎年度開催し、施策の進捗状況をご説明させていただき、寄せられましたご意見を参考に必要な施策の追加や見直し、取組の重点化、新たな方策への転換等、柔軟かつ迅速に総合戦略の見直しを行いたいと考えています。

地方創生を着実に推進するためには地方財政の充実が不可欠であることから、総合戦略に位置づけた事業に活用する、企業版ふるさと納税の獲得に向けて積極的に取り組むとともに、人口減少対策に幅広く使える新しい地方経済、生活環境創生交付金活用の検討、安定的な財政運営のための地方交付税の確保等を、国をはじめとした関係機関に要望しながら、引き続き議会の皆様とともに足寄町の地方創生を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

次に、令和7年度から令和17年度までの11年間を計画期間とした、第三次足寄町健康づくり計画、及び令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする、第3期足寄町子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり策定しましたので、御報告いたします。

国において「健康日本21」が改定され、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの四つを、基本的な

方向として推進することとしています。

本町としても、この方向性を勘案し、本町の地域特性や住民ニーズに合わせ、健康で活力あるまちづくりを進め、住民の健康と幸福を促進するために、「第三次足寄町健康づくり計画」を策定しました。

なお、これまで健康づくり計画の別冊として策定していた食育基本計画、自殺対策行動計画については、本計画と一体のものとして策定しています。

今後は、この計画で策定した目標を達成するため、定期的に進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行いながら、持続可能な健康づくりを推進してまいります。

次に、「第3期足寄町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき策定したもので、令和2年度から令和6年度を計画期間とした第2期計画を基本に、法律や制度の見直しに対応するとともに、本町における取組の進行状況や課題を整理し、策定しました。

本計画の概要ですが、本町の子育て支援の取組を一層充実させるため、第2期計画の基本理念、基本目標は継続し、「子育ての喜びを感じ合い、ともに育ちあえるまち・足寄町」を基本理念に、四つの基本目標として①地域における子育てへの支援、②子どもにとって良質な教育・保育の提供、③全ての子どもの育ちを支える環境の整備、④仕事と子育ての両立の推進を掲げ、施策の展開を図ってまいります。

また、事業計画における教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等につきましては、本町に居住する就学前児童の保護者に実施したニーズ調査や、これまでの保育等サービスの実績等を参考として、また、足寄町子ども・子育て会議委員のご意見等も踏まえ、目標数値を設定しています。

本計画の推進につきましては、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育て関連機関、団体等と連携を図

るとともに、計画の進行管理は足寄町子ども・子育て会議を開催し、点検、評価を行ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、御報告いたします。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における令和6年度の実績が取りまとめられましたので御報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案236件、滞納額2億1,484万9,000円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は1億1,093万7,000円、収納率は51.63%となり、前年比19.52ポイントの増となりました。

収納額、収納率、いずれも前年実績を大きく上回る結果となりましたが、搜索を含めた滞納処分件数の増加が大きな要因と考えています。

次に本町の実績ですが、引継ぎ件数は5件、滞納額166万4,000円に対して、延滞金を含めた収納額は164万6,000円、収納率は98.97%となり、前年比、26.03ポイントの増となりました。

また、事前予告通知による効果額は81万3,000円で、収納実績額と合わせた総額は245万9,000円となり、本町が負担する分担金68万4,000円を差し引いた費用対効果額は、177万5,000円の実績となりました。

発足から18年間における本町の引継ぎ件数は延べ157件で、収納額は4,139万円の実績となっており、滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も高い水準を維持しています。

なお、令和7年度におきましては、新規事案6件、滞納税額、96万円を引き継いでいます。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対して高い収納率を上げています。

今後におきましても、適切に納税されて

いる方々との不公平感をなくすため、十勝一丸となった取組を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

以上、3件の行政報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） 次に、教育委員会から教育委員会行政報告の申出がありましたので、これを許します。

教育長 東海林弘哉君。

○教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しを頂きましたので、新国際交流員の招へいについて御報告いたします。

本町では、町民の国際理解の推進や姉妹都市カナダアルバータ州ウェタスキウィン市との交流促進を図ることを目的に、外国青年招へいに関する要綱に基づき、平成4年度から国際交流員を招へいしております。

第17代国際交流員トーマス・クリスティ氏につきましては、令和6年7月に着任以来、小中学校での国際理解教育や足寄高校での英語教育の推進に尽力されたほか、学校外でも小学生や保育園児を対象とした子供向け外国語活動の「ペピー・キッズ」の実施や、町のイベントへの参加等で活躍頂きました。

本年6月をもって雇用契約期間が満了となることから、ウェタスキウィン・足寄友好協会より後任を推薦頂き、ウェタスキウィン市出身のブリアーナ・ラヴィーナ氏（24歳／女性）を新たな国際交流員として招へいすることといたしました。

ラヴィーナ氏は、カナダのマキューウィン大学にて社会学や犯罪学を学び、現在はエドモントンにて受刑者に対応するケースワーカーとして働いております。

ラヴィーナ氏の家族は、足寄高校生海外研修派遣事業において継続して生徒を受け入れているほか、過去に足寄高校からウェタスキウィン市へ留学した生徒のホストファミリーを務めるなど、姉妹都市交流に積極的に携わってこられました。

今後は、第16代国際交流員カミール・

エスペリータ氏とラヴィーナ氏の2名体制で、引き続き学校における国際理解教育や英語教育の推進、並びに地域における国際交流の振興をより一層図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

◎ 報告第7号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第7号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書の1ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第7号繰越明許費繰越し計算書について御説明を申し上げます。

令和6年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものでございます。

これまでに予算議決を頂きました、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金等一体的実施事業のほか、四つの事業につきまして、2ページに別紙として添付しております計算書のとおりそれぞれ繰越額が確定いたしましたので御報告いたします。

翌年度への繰越額は、5事業合わせまして4,336万5,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第8号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第8号事故繰越し繰越計算書について（一般会計）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書の3ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第8号事故繰越し繰越計算書について、御説明を申し上げます。

令和6年度足寄町一般会計予算の事故繰越は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告をするものでございます。

4ページを御覧ください。

別紙といたしまして添付しています計算書のとおり、第2款総務費、第1項総務管理費、地域活性化推進事業の住環境・店舗等整備補助金におきまして改修工事1件、第6款農林水産業費、第1項農業費、農業担い手育成支援事業の経営継承・発展等支援事業補助金1件と、足寄和牛生産基盤強化プロジェクト補助金1件におきまして、年度内に事業完了することが困難となったため、事故繰越を行ったものでございます。

翌年度への繰越額は3事業合わせまして182万7,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第9号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 報告第

9号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書の5ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第9号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

6ページの別紙を御覧ください。

令和7年2月11日から令和7年5月19日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により御報告する工事、または製造の請負は2件でございます。

以上のとおり報告を申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第67号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第67号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 議案書7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第67号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申

し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、愛冠辺地、中足寄辺地、大誉地辺地、茂足寄辺地、芽登辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するもので、財源として辺地対策事業債を活用予定の事業につきまして計画内容に一部変更が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

計画の一部変更の概要につきましては、8ページ以降に別紙として添付しております、総合整備計画書により御説明をいたします。

下線表示部が追加、あるいは変更箇所でございます。

まず8ページを御覧ください。

愛冠辺地でございますが、計画書の2公共的施設の整備を必要とする事情につきまして、飲用水供給施設を新たに追加するものでございます。

次に3公共的施設の整備計画を御覧ください。

飲用水供給施設としては鷲府営農用水施設計装装置・遠隔監視システム更新事業を追加するもので、事業費は603万2,000円で、辺地対策事業債の予定額は600万円でございます。

事業の追加に伴い、事業費等の合計額は括弧内のとおり変更となっております。

整備計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年でございます。

10ページを御覧ください。

中足寄辺地でございますが、11ページの計画書の3公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

飲用水供給施設といたしまして、道営水利施設等保全高度化事業の事業費等の変更を行い、事業費は1億2,936万6,000円、辺地対策事業債の予定額を1億2,910万円にするものでございます。

事業の追加に伴い、事業費等の合計額は括弧内のとおり変更となっております。

整備計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年となっております。

次に、12ページを御覧ください。

大誉地辺地でございますが、計画書の2公共的施設の整備を必要とする事情につきまして、飲用水供給施設といたしまして、営農用水道水道管敷設替事業を追加するものです。

14ページの3公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

飲用水供給施設の営農用水道水道管敷設替事業の事業費は3,437万7,000円で、辺地対策事業債の予定額は3,430万円でございます。

また、消防ポンプ自動車更新事業の事業費等の変更も行い、事業費を3,669万6,000円とし、辺地対策事業債の予定額を3,360万円にするものでございます。

事業の追加、及び事業費の変更に伴い、事業費等の合計額につきましても括弧内のとおり変更となっております。

整備計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5か年でございます。

続きまして16ページを御覧ください。

茂足寄辺地でございますが、18ページの計画書の3公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

飲用水供給施設におきまして、上足寄地区計装装置・遠隔監視システム更新事業の事業費等の変更を行い、事業費は662万2,000円、辺地対策事業債の予定額は660万円に変更するものでございます。

事業費の変更に伴い、事業費等の合計額につきましても括弧内のとおり変更となっております。

整備計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5か年間でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

芽登辺地でございますが、2公共的施設

の整備を必要とする事情につきまして、飲用水供給施設２事業、及び消防施設を追加し、市町村道・橋りょう１事業、飲用水供給施設１事業の事業費等の変更を行うものでございます。

２２ページ、３公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

市町村道・橋りょうといたしまして、橋梁長寿命化修繕事業の事業費の変更を行い、事業費は６，５１６万４，０００円とし、辺地対策事業債の予定額を２，７１０万円に、飲用水供給施設の道営水利施設等保全高度化事業も事業費の変更を行い、事業費は２億４，９８７万８，０００円とし、辺地対策事業債の予定額を２億４，８５０万円に変更いたします。

追加事業では、飲用水供給施設の営農用水道水道管敷設替事業の事業費は３２８万９，０００円、辺地対策事業債の予定額は３２０万円でございます。

営農用水道計装装置更新事業につきましては、事業費は９８３万１，０００円、辺地対策事業債の予定額は９８０万円でございます。

消防施設の消防ポンプ自動車更新事業の事業費は３，７６４万２，０００円、辺地対策事業債の予定額は３，４６０万円でございます。

事業の追加に伴い、事業費等の合計額につきましても括弧内のおり変更となっております。

整備計画の期間は令和４年度から令和８年度までの５か年でございます。

なお、本計画の変更にあたりまして、議会提案前に必要な北海道との協議を行っております。４月２５日付けで北海道知事から計画変更の内容に異議がないとの回答を頂いているところでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これから、質疑を

行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第６７号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって議案第６７号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第６８号

○議長（高橋秀樹君） 日程第９ 議案第６８号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ２５ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第６８号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、仕事と生活の両立支援の拡充において妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の措置について、地方公務員の育児休業等に関する法律

が一部改正されたことに伴い、改正を行うものでございます。

25ページの改め文の朗読は省略をさせていただきますして、新旧対照表で御説明をさせていただきますので、28ページ、29ページを御覧ください。

主な改正内容について申し上げます。

まず、第18条の3を第18条の4とし、第18条の2第1項中、「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加えるものでございます。

新たに加えられた第18条の2第1項におきまして、職員本人またはその配偶者が妊娠出産したこと等について申出をした職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度、または措置である「出生時両立支援制度等」を周知するとともに、その申告又は申出に係る申出職員の意向確認をする等の規定をしております。

同条の2第2項におきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対し、「育児期両立支援制度等」の事項の周知とその請求等に係る対象職員の意向を確認する等を規定しております。

また、同条の2第3項におきまして、意向を確認した事項の取扱いに当たりましては、その当該意向に配慮しなければならないと規定しております。

26ページにお戻りください。

附則の第1条におきまして、この条例は令和7年10月1日から施行することとし、第2条では経過措置について規定しております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第68号足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第69号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第69号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 31ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第69号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、仕事と生活の両立支援の拡充において、育児時間の多様化に係る関係機関の整備について、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたのに伴い、改正を行うものでございます。

31ページの改め文の朗読は省略をさせていただきますして、新旧対照表で御説明を

させていただきますので、34ページをお願いいたします。

まず第1条による改正は、第19条に条文を加えたことによる改正でございます。

第19条による改正は、同条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ。」に改めるものでございます。

第20条では、見出し及び条文中の「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、現行の1日につき2時間を超えない範囲内での部分休業の取得を規定し、新たに同条の次に、4条を加えております。

新たに加えた、第20条の2から第20条の5におきましては、新たに設けられた第2号部分休業について規定しております。

第2号部分休業の承認は1時間を単位として行うもので、1日単位での取得も可能となり、1年につき条例で定める時間、77時間30分を超えない範囲内での取得が可能となります。

当該職員は、第1号部分休業か第2号部分休業のいずれかを選択することが可能となり、同条の5で規定する特別な事情が生じた場合は、形態の変更も可能となります。

第21条及び第22条の改正は、第2号部分休業を設けたことによる条文の改正によるものでございます。

32ページにお戻りください。

附則の第1条におきまして、この条例は令和7年10月1日から施行することとし、第2条では経過措置について規定してございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 37ページの上から10行目の（1）、非常勤職員以外の職員っていうふうに表現されているんですけど、要するに正職員のことですよね。

こんな否定形じゃなくて、正職員という形でもっと分かりやすい表現にすることはできなかったのかなということを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） この条文につきましては、地方公務員の休業等に関する法律の改正に基づいて行っているものですから、その条文を引用させていただいているところでございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第69号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第70号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案第70号足寄町特別職の職員の給与並びに

旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） 39ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第70号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

改正の理由は、令和7年足寄町議会第1回定例会におきまして行政報告いたしました、令和2年度から令和6年度にかけて、旧足寄西中学校の校舎と校舎敷地運動用地を十勝ペレット協同組合に議会の議決を経ずに無償貸付けを行ったことに対し、足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正し、町長及び副町長の給料を減額するものでございます。

改正内容について御説明をいたします。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正し、附則に次の2項を加えるものでございます。

第25項といたしまして、令和7年7月1日から令和7年7月31日までの間に限り、町長に支給する給与については、別表第1（第3条関係）に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とし、第26項として、令和7年7月1日から令和7年7月31日までの間に限り、副町長に支給する給与については別表第1（第3条関係）に掲げる額に100分の95を乗じて得た額とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年7月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（高橋秀樹君） これから、議案第70号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 少々お待ちください。

1番から3番まで、4番を除いて5番から12番まで起立です。

賛成多数です。

したがって、議案第70号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第71号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第71号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 議案書
4 1 ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第 7 1 号足寄町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法施行令並びに国有資産等所在市町村交付金法施行令、地方税法施行規則の一部の改正がされ、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、税条例の一部を改正するものでございます。

法律等の改正に合わせ、所要の規定の整備を行うものであるため、改正規定の朗読は省略させていただき、主要な改正点について新旧対照表により御説明させていただきます。

4 4 ページ、4 5 ページをお開き願います。

第 1 8 条の改正は、公示送達の方法について省令改正に合わせて、インターネットを用いる方法について規定するものです。

なお、現段階で当町においてはインターネットを用いた具体的な方法について検討中であり、今後の状況を見ながら整備する予定です。

第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 4 6 ページ、4 7 ページに移りまして、第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条の 3 の 3 の改正は、令和 8 年度以後の町民税における特定親族特別控除の創設に伴い、年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の大学生世代の子等の特定親族に新たに所得控除を行うことから、関連する規定を整備するものでございます。

4 9 ページをお願いします。

附則第 1 6 条の 2 の 2 におきましては、加熱式たばこに係るたばこ税の標準課税について、国のたばこ税における見直しに伴い、一本当たりの税額を紙巻きたばこと同等とするため、2 段階に分けて関連する規

定の整備を行うものでございます。

その他の改正につきましては、字句の整理でございますのでお読み取り願います。

4 2 ページにお戻りください。

附則としまして、第 1 条で施行期日について規定しており、新条例は公布の日から施行いたしますが、町民税の規定については令和 8 年 1 月 1 日から、たばこ税の規定については令和 8 年 4 月 1 日から、公示送達の規定については、地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の期日としております。

第 2 条、及び第 3 条、第 4 条においては経過措置について規定しております。

以上で本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 7 1 号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 7 1 号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 72 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 13 議案第 72 号平成 10 年 7 月 9 日 10 日・8 月 28 日の大雨災害による被災者に対する町民税の減免に関する条例及び平成 10 年 7 月 9 日 10 日・8 月 28 日の大雨災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 議案書 53 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第 72 号、平成 10 年 7 月 9 日 10 日・8 月 28 日の大雨災害による被災者に対する町民税の減免に関する条例及び平成 10 年 7 月 9 日 10 日・8 月 28 日の大雨災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成 10 年の災害発生から 27 年が経過し、該当する被災者も不在であることから、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番進藤晴子君。

○10 番（進藤晴子君） すいません。条例を廃止する条例というのが私初めてなので、ちょっと御質問させていただきます。

今、対象の方がもうお亡くなりになっていますのでという御説明がありましたけれども、どういうふうになったら条例を廃止

するのでしょうか。その時期ですね。

一つ一つの条例によって違うと思うのですが、この条例に関してもう少し詳しく御説明頂けますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） この減免条例なのですけれども、平成 10 年度の住民税・国保税の減免について、農業所得に関する減免について規定したものでありまして、本来であれば、この該当者がいなくなった時に速やかに廃止する必要があったのですけれども、そちらのほうを失念していたというか、遅れていたということでございます。

○議長（高橋秀樹君） 10 番進藤晴子君。

○10 番（進藤晴子君） 対象者がいなくなったっていうのは、亡くなられたという意味でしょうか。

それとも農業を廃止された、離農されたということでしょうか。

ちょっとその辺が曖昧なので御説明お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 申し訳ありません。平成 10 年度の改正なので、遡って、平成 10 年度まで減免する必要性がなくなった、することができなかったということでございますね。

○議長（高橋秀樹君） 10 番進藤晴子君。

○10 番（進藤晴子君） すいません。私の理解ではですね、要は減免するという条例でした、減免するような状況でなくなった時点でこの条例は廃止することだった、というふうにとらえてよろしいでしょうか。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わ

ります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号平成10年7月9日10日・8月28日の大雨災害による被災者に対する町民税の減免に関する条例及び平成10年7月9日10日・8月28日の大雨災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第72号平成10年7月9日10日・8月28日の大雨災害による被災者に対する町民税の減免に関する条例及び平成10年7月9日10日・8月28日の大雨災害による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第73号

○議長(高橋秀樹君) 日程第14 議案第73号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高齢者支援課長 林俊英君。

○高齢者支援課長(林俊英君) 議案書の55ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第73号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、現在

の足寄町立特別養護老人ホームが老朽化により本年度移転新築することとしておりますが、施設の位置や入所定員、また、介護保険法によるサービスの指定権者が変更になるなどの理由により、改正するものでございます。

次に、改正の主な内容でございます。

58ページからの新旧対照表をお開き願います。

まず、第2条第2号中、「西町9丁目2番地31」を「北4条1丁目17番地1」に改めておりまして、これは特養の新築移転により、新施設の位置が変更となることで改正するものであります。

第3条の改正については、施設の入所定員を56人から49人に改めております。

第4条の改正については、対応する条文等を改めるものであります。

第5条の改正ですが、新しい特別養護老人ホームが介護保険法の施設サービスから、地域密着型サービスという形に変更となることから、対応する条文を改めるものでございます。

56ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例の施行日については、現時点で新施設でのサービス提供開始日を確定することができないため、規則に委任するものであります。

以上で提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番矢野利恵子君。

○4番(矢野利恵子君) 入所定員を56人から49人にすると少なくなってしまうので、町民が困らないのかなと。特別養護老人ホームに入るには、本当に重度の人しか入れなくなっている状態だって。昔は本当に軽度の人も入っていたくらいだったのだ

けれども、そんなに重度でなくてもひとり暮らしが困難な人も結構町内にはいるので、その人たちも受入れられるということを考えたら、安易に減らしていいのかなという疑問もわくのですけれども、その点では、実際現場ではどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（林俊英君） 新しい施設では49人に減らしておりますが、こちらにつきましては令和4年の12月に特別養護老人ホームの新築基本計画を策定しまして、その中でも将来の高齢化人口の推計と入所者推計を行って、特養の入居対象となります要介護3から5の方が2040年頃までは一定数いるということで、その当時の入所者数を勘案した上で、49人としておりまして、今後必要な入所者が入れなくなるといったことはないものというふうなことで設定した定員となっております。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第73号足寄町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第74号

○議長（高橋秀樹君） 日程第15 議案第74号足寄町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高齢者支援課長 林俊英君。

○高齢者支援課長（林俊英君） 議案書の63ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第74号足寄町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、本年度建設しております特別養護老人ホームとあわせて整備を行うデイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

条例の内容について御説明申し上げます。

まず第1条ですが、この条例の趣旨について規定しております。

第2条は、本施設の設置目的についてそれぞれ規定しております。

第3条は、本施設の名称を「足寄町デイサービスセンター」と称し、その位置を足寄郡足寄町北4条1丁目17番地1とするものでございます。

第4条は本施設の利用定員を規定しており、現在の施設定員と同様の18人と規定しております。

第5条では本施設で行う事業内容について規定し、第6条から第11条までは利用対象者、利用の申込及び利用の承認、利用権譲渡等の禁止、利用の制限と、原状回復の義務について規定しております。

第12条は利用料等について、第13条において利用料等の還付について、第14条において損害賠償についてそれぞれ規定しております。

第15条は本施設を指定管理者に管理を行わせることができる規定、第16条では指定管理者の業務について規定しており、

同条第2項において利用料等を指定管理者の収入として収受させることができるものと規定しております。

また、同条第6項において、第12条に規定する利用料等の額について、指定管理者は町長と協議し承認を得なければならないとしております。

第17条は指定管理者の原状回復義務について、第18条は委任について規定しております。

附則第1項の条例施行期日ですが、現時点で新施設でのサービス提供開始日を確定することができないため、規則に委任するものであります。

なお、附則第2項に規定する指定管理の準備行為につきましては、条例施行前でも行うことができる規定としております。

以上でございますが、本条例制定後には指定管理者の選定等の手続を開始し、今後、指定管理者の指定について議会に提案をさせていただき予定でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番 矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） デイサービスセンターを指定管理者に委託していくということは、将来的には特別養護老人ホームのほうも指定管理に委託していくというふうな計画を持っているのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（林俊英君） 特別養護老人ホームについて将来指定管理者にするかどうかというお話ですが、今のところ、そのことについては考えておりません。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ただいま議題となっております、議案第74号足寄町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって議案第74号足寄町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休憩中に審査の上、報告を願います。

◎ 議案第75号

○議長（高橋秀樹君） 日程第16 議案第75号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

こども・健康課長 石川建祐君。

○こども・健康課長（石川建祐君） 議案書67ページ、差し替えをお願いしたのになります。

ただいま議題となりました、議案第75号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、対象者に

関して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害者と障害児となっておりますが、適用の範囲を広げ、ヤングケアラーなど障害とは言えない児童について、地域生活支援が必要な場面が出てくることが予想されており、そういった児童について適応させる状況に対応できるよう、町長が特に必要と認めた18歳未満の者を追加し、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

改め文の朗読を省略させていただき、新旧対照表にて御説明いたします。

68ページをお開きください。

第4条、対象者は次の各号に掲げるものとするとし、改正前の第1項を第1号、第2項を第2号とし、文言を整理し、第3号「その他町長が特に必要と認めた18歳未満の者」を加えております。

67ページにお戻りください。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 御質問させていただきます。

今障害者の施設のところを、対象を拡大するということで、大変よいことだと思うのですが、実際ヤングケアラーとおっしゃいました、ヤングケアラーがここでどのように対応して、そういう子供たちがどのようにここで対応していくのか、もうちょっと私の中でちょっとまだ理解できませんけども、そのほかにどういう子供たち、18歳以下の子たちを考えてらっしゃるのか、教えていただけますか。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長。

○こども・健康課長（石川建祐君） 想定しているのが、ヤングケアラーのほかに虐待とか、ネグレクトとか、そういった子供たちを一時的に面倒を見られるような形を想定しております。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第75号足寄町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第17 請願第2号国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願書の件を議題とします。

ただいま議題となっております、請願第2号国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休憩中に審査の上、報告を願います。

◎ 意見書案第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第18 意見書案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の件を議題とします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております、意見書案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の件は総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎ 意見書案第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第19 意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆ

たかな学びを求める意見書の件は文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎ 意見書案第4号

○議長（高橋秀樹君） 日程第20 意見書案第4号従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書の件を議題とします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております、意見書案第4号従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号従来の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開と継続を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月16日午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時45分 散会